

5つの指標の結果(得点)

指標1 特定健診等の 受診率	指標2 特定保健指導の 実施率	指標3 特定保健指導対象者の 減少率	指標4 医療機関への受診勧奨を受けた 要治療者の医療機関受診率	指標5 ジェネリック医薬品の 使用割合
1位 山形 63.8	1位 香川 68.7	1位 滋賀 73.8	1位 富山 78.8	1位 沖縄 74.4
2位 大分 66.1	2位 岐阜 64.2	2位 奈良 73.0	2位 福井 75.5	2位 山梨 63.3
3位 富山 60.6	3位 岡山 63.7	3位 佐賀 72.2	3位 福岡 66.3	3位 岩手 62.2
4位 新潟 59.2	4位 奈良 63.2	4位 京都 62.1	4位 和歌山 65.9	4位 宮城 61.9
5位 山梨 58.9	5位 富山 61.4	5位 宮崎 61.3	5位 岡山 58.9	5位 島根 61.7
6位 三重 58.1	6位 大分 60.2	6位 島根 61.2	6位 香川 57.8	6位 福島 60.6
7位 島根 57.6	7位 熊本 59.9	7位 和歌山 58.7	7位 三重 57.4	7位 山形 60.1
8位 岩手 57.4	8位 沖縄 58.1	8位 徳島 58.5	8位 山形 54.6	8位 長崎 59.7
9位 愛媛 57.3	9位 徳島 57.7	9位 福島 58.1	9位 宮崎 54.6	9位 熊本 59.7
10位 石川 57.2	10位 宮城 57.1	10位 栃木 57.8	10位 石川 54.3	10位 新潟 58.2
11位 滋賀 56.5	11位 秋田 56.7	11位 静岡 56.2	11位 岩手 53.8	11位 鹿児島 56.7
12位 長野 55.1	12位 島根 56.3	12位 福井 56.2	12位 島根 53.4	12位 秋田 56.7

総合
順位

1位 島根 290.3
2位 富山 289.5
3位 山形 285.8
4位 滋賀 283.6
5位 福井 281.2

島根支部は、1位を取った指標はありませんが、どの指標も上位なのは、島根支部だけです！まさに総合力で1位に輝きました！

	平成30年度(全国順位)	令和元年度(全国順位)	全国平均
1 特定健診等の受診率	64% 3位	65% 7位	53%
2 特定保健指導の実施率	24% 31位	26% 12位	17%
3 特定保健指導対象者の減少率	33% 29位	34% 6位	33%
4 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率	10% 42位	11% 12位	11%
5 ジェネリック医薬品の使用割合	77% 8位	81% 5位	77%

健康保険料率の引き下げにつながる「インセンティブ制度」とは

1 全国で1位というのは、なんだかすごいことみたいだね。でもインセンティブ制度ってなに？

とっても凄い事なんですよ。インセンティブ制度とは、日頃から皆様に行っていただいている健康づくりの取り組みを5つの指標において、全国47ある協会けんぽ支部のうち成績が上位23位以内に入るとインセンティブ(報酬)が与えられ、健康保険料の引き下げにつながる制度です。

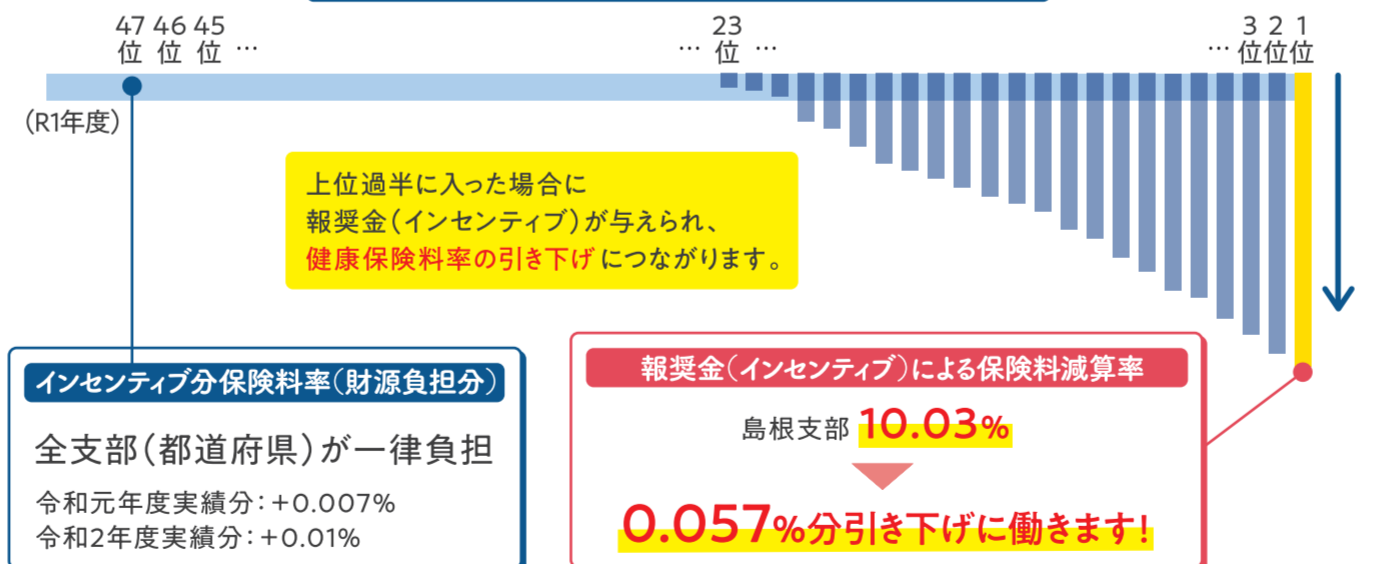
2 え!?今回島根支部が1位になったということは、保険料が引き下げられるということ？

その通りです！令和元年度の実績が2年後の令和3年度保険料率に反映されます。もしインセンティブ制度で第1位でなければ、令和3年度の保険料率は10.03%よりも高くなっていただいたかもしれません。

インセンティブ制度とは

- 平成30年度より協会けんぽに新たに導入された制度です。
- 実績年度の2年後の健康保険料率に反映されます。
- 事業主・加入者の皆様の健康増進や医療費適正化に向けての行動を5つの指標で各支部(都道府県)ごとに評価します。

得点ランクによる保険料率引き下げイメージ



健康保険料率の引き下げにつながる インセンティブ制度

全国1位に輝きました

来年度もみんなで見守って目標を達成しよう!

1 貴事業所の健康づくりの取り組みが、健康保険料率「0.057%」の引き下げにつながりました!

インセンティブ制度
令和元年度実績
島根支部 第1位
健康保険料率 0.057%減

でも「%」だといまいちピンときませんよね。具体的に、従業員数50人、標準報酬月額が30万円の事業所の場合、年間健康保険料軽減額がこちら!

2

(インセンティブ制度分)
× 0.057%
× 50人(全従業員数)
× 12ヶ月(1年間)

標準報酬月額 30万円

(年間健康保険料軽減額)
102,600円
(労使折半前)

年間で見ると、結構大きな金額になるんだな!

3 そうなんです!皆様の健康づくりへの取り組みがさらに保険料率の引き下げにつながりました!

令和2年度 保険料率 10.15%
0.12% 引き下げ
令和3年度 保険料率 10.03%

インセンティブ制度による 0.057%引き下げを含む

では、次のページからインセンティブ制度を評価する5つの指標を記載しています。

インセンティブ制度自体の説明は、中面をご覧ください。

インセンティブ制度を評価する5つの指標

指標1 特定健診等の受診率

健康診断は、生活習慣病の予防や早期発見のためには欠かせません。年度内にお一人様1回に限り、協会けんぽが健診費用の一部を負担し、お勤めの方は生活習慣病予防健診を、ご家族の方は特定健診を受けられます。

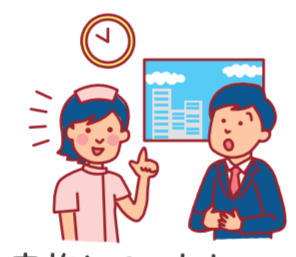
- ポイント**
- 生活習慣病予防健診は法定健診項目に胃・大腸のがん検診がセットになっています。協会けんぽから健診費用の補助があるため、おひとりの負担額は約7,000円となっており、大変お得です。
 - 生活習慣病予防健診を利用されない場合は、「健診結果データ」を協会けんぽへご提供ください。「健診結果データ」のご提供がないと、この特定健診等の受診率に反映できません。健診結果データ提供の対象者は40歳以上の被保険者です。
 - ご家族の方の健診受診率も当制度に影響します。



もう一歩! 指標2 特定保健指導の実施率

生活習慣病予防健診または健診結果データ提供により、生活習慣病発症リスクが高いと判定した方を対象に保健指導を実施しています。従業員の健康づくりの要(リスクヘッジ)として、必ずご利用ください。

- ポイント**
- 特定保健指導は無料で実施しています。
 - 特定保健指導は、保健師等が事業所を訪問し実施します。該当者が特定保健指導を受けられるよう、環境整備(日程調整・面談場所の調整)にご協力をお願いします。



もう一歩! 指標3 特定保健指導対象者の減少率

「メタボリックシンドローム」は、心筋梗塞や脳卒中を起こすリスクを高めます。日ごろから「運動をする」、「食生活を改善する」、「禁煙する」など健康的な生活習慣を心がけましょう。特定保健指導対象となった場合は、保健師等の指示のもと最後まで継続してください。

- ポイント**
- 特定保健指導は、保健師等の指示に従い、最後まで中断することなく継続する必要があります。特定保健指導の対象となった方には、生活習慣改善への取り組みを継続していただくようお声掛けをお願いします。



もう一歩! 指標4 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率

生活習慣病は、自覚症状のないまま進行する場合があります。知らない間に動脈硬化や心筋梗塞などを引き起こします。「要治療」「要再検査」の判定が出た場合(注)は、放置せず早目の受診をする必要があります。

該当する方 (注) **血圧** 収縮期 160mmHg以上 または 拡張期 100mmHg以上 または **血糖** 空腹時 126mg/dl以上 HbA1c 6.5%以上

- ポイント**
- 医療機関への受診が必要な方には個別に協会けんぽ(外部委託先を含む)から受診のご案内をしています。



指標5 ジェネリック医薬品の使用割合

ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、先発医薬品と同等の効能があると国が認めた医薬品で、先発医薬品の特許期間切れのため安価に製造することが可能です。医療費削減にもつながりますので、医師や薬剤師に「ジェネリック医薬品」の希望を積極的に伝えましょう。

- ポイント**
- ジェネリック医薬品に切り替えた場合の差額がわかる通知を年に2回(8月、2月)ご本人の自宅へお送りしています。
 - ジェネリック医薬品の使用にあたっては、医師・薬剤師へご相談ください。



事業主様をお願いしたいこと

- 特定健診等の受診率**
協会けんぽの提供する生活習慣病予防健診を毎年受けましょう!(ご利用されない場合は、40歳以上の「健診結果データ」の提供をお願いします。)ご家族の方にも健診受診のお声がけをお願いします!
- 特定保健指導の実施率**
健診結果で「生活改善が必要」と判断された場合は、特定保健指導を利用しましょう!
- 特定保健指導対象者の減少率**
事業所として、従業員がメタボにならないよう日頃から健康づくりを心がけましょう!
- 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率**
従業員への健診結果を把握し、「要治療」「要再検査」の者に対して医療機関へ受診するよう声掛けをしましょう!
- ジェネリック医薬品の使用割合**
従業員に「ジェネリック医薬品」という選択肢を周知しましょう!

協会からのメッセージ

貴事業所が行う従業員への健康づくりが、協会けんぽが行うインセンティブ制度の全国第1位という素晴らしい結果へとつながりました。今後も引き続きのご協力をお願いするとともに、来年以降も良い成績を維持していくために、**特に2、3、4の取り組みにご協力をお願いいたします。** 貴事業所の取り組みが、来年、再来年の健康保険料率に影響します。今の取り組みから、もう一歩だけ従業員の健康づくりを進めていただきますようお願いいたします。

